

## 公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成31年3月29日付け30建政技第361号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成31年3月29日付け30建政技第362号）に示すとおりです。

### 1 工事の概要

(1) 工事名 令和元年度伊那文化会館プラネタリウム更新工事

(2) 工事の目的

伊那文化会館のプラネタリウム機器は、開館から31年経過し、老朽化が進んでいるため、ドームスクリーンや、専用座席を含めプラネタリウム設備の一体的な更新を行う。

(3) 工事内容

- ① 光学式プラネタリウム投映機の更新
- ② 保護サークルの製作及び更新
- ③ 音響設備の更新
- ④ 操作卓の更新
- ⑤ ドームスクリーンの更新
- ⑥ 座席の更新
- ⑦ 床、内装等の更新
- ⑧ 照明装置の更新
- ⑨ オリジナル番組の制作
- ⑩ 既存光学式プラネタリウム投映機の展示
- ⑪ 二次側電気工事
- ⑫ 既存機器の撤去・処分
- ⑬ 工事に伴う施工計画及び完成図書の作成

(4) 技術提案を求める具体的内容

- ① 光学式プラネタリウム投映機の性能
- ② 音響設備の性能
- ③ 操作卓の性能
- ④ ドームスクリーンの性能
- ⑤ 座席・床の性能
- ⑥ 照明設備の性能
- ⑦ オリジナル番組
- ⑧ 既存光学式プラネタリウム投映機の展示
- ⑨ 既存デジタル式プラネタリウム投映機への配慮
- ⑩ 保守管理体制

- ⑪ ランニングコスト
  - ⑫ 運用面のサポート
  - ⑬ 自由提案
- (5) 履行期限 令和3年2月9日（債務負担行為設定済）  
ただし、施設内の工事は、伊那文化会館が休館となる令和2年7月1日からとする。
- (6) 工事实施上の要件
- ① 本工事における製品保証期間は、引き渡しの日から最低1年間とする。ただし、保証期間終了後においても、製造要因に起因する故障など請負人の過失によることが明らかな場合は、無償にて保証対応すること。
  - ② 本工事の施工にあたっては、長野県施設課監修の「長野県建設工事の手引き」及び「特記仕様書（共通事項）」に準ずる。
  - ③ その他必要事項は、別紙「令和元年度伊那文化会館プラネタリウム更新工事特記仕様書」のとおり。
- (7) 工事予算額（費用上限額） 266,200千円（税込）
- (8) その他  
工事中の提出書類及び竣工書類の作成については、長野県施設課監修の「長野県建設工事の手引き」によること。  
その他、関係図書については、文化政策課芸術文化係において閲覧可能。

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 機械器具設置工事の長野県建設工事の入札参加資格を有している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 過去15年間に公共施設における同種または類似の工事の実績を有すること。（平成16年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。）
- (12) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(14) 滞納している県税等徴収金がないこと。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、本店または営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種または類似工事の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成16年4月1日から揭示日の前日までに完了した工事が該当する。

③ 「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該工事の実施体制

① 配置を予定する主任(監理)技術者の資格、経歴等を記載すること。

② 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成16年4月1日から揭示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 文化政策課 芸術文化係 (担当: 八木)

TEL: 026-235-7282 FAX: 026-235-7284

E-mail: bunka@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和2年2月25日(火)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

（6） 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 (会社)	・入札参加資格	・求める業種の入札参加資格を有しているか
2 同種又は類似の工 事の実績(会社)	・同種又は類似工事の 内容	・当該工事の内容に近い工事の実績があるか
3 配置予定の技術者	・主任(監理)技術者 の状況	・建設業法において、必要とされる資格を有 しているか

（7） 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、文化政策課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、文化政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1） 技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2） 技術資料の作成様式

様式8号による。

（3） 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 16 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。)

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和 2 年 2 月 25 日 (火) まで。  
(受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 F A X またはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページにて掲載する。(最終回答日：令和 2 年 2 月 27 日 (木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 2 年 3 月 2 日 (月)  
(提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 10 部 (正本 1 部 副本 9 部)

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りま。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和 2 年 3 月 6 日 (金) (変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁又は県庁周辺会議室 (詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者 50 分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは可能です。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表 (様式 9-1) は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の 6 割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の 6 割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (6点)	主任(監理)技術者 (6点)	資格	専門分野の資格を有しているか
		主任技術者の経歴	豊富な経験を有しているか
		同種・類似工事の実績	豊富な同種・類似工事の実績を有しているか
費用 (9点)	費用の妥当性		予算に対しての差異がどのくらいあるか。
技術提案の内容 (75点)	光学式プラネタリウム投映機の性能		太陽・月・惑星・星座・流星群などが再現できる仕様になっているか。 その他、優れた提案がなされているか。
	音響設備の性能		優れた音質が再現できる仕様になっているか。 その他、優れた提案がなされているか。
	操作卓の性能		生解説を行うにあたり、良好な操作性を実現するための工夫がなされおり、だれでも簡単に利用することができる仕様になっているか。
	ドームスクリーン		性能が優れ、最適な映像が投映できる仕様となっているか。
	座席・床の性能		小さな子どもや妊婦にも配慮し、多くの方が快適に観覧することができるように配置計画や座席の性能が工夫されているか。
	照明設備の性能		投映開始時やイベント時の演出にもふさわしいものか。 その他、優れた提案がなされているか。
	オリジナル番組		長野県や上伊那地域の魅力が盛り込まれており、季節に関係なく長期的に投映できる内容か。
	既存光学式プラネタリウム投映機の展示		子どもでも親しみやすい展示になっているか。
	既存デジタル式プラネタリウム投映機への配慮		既存デジタル式プラネタリウム投映機への配慮した提案になっているか。
	保守管理体制		長期運用に即した保守点検の体制及び故障時の対応体制は適切であるか。
	ランニングコスト		10年間の保守・修理・消耗品などのランニングコストが提案されているか。
	運用面のサポート		緊急時の対応や、納入後を含むサポート対策、研修体制等が具体的に提案されているか。
	自由提案		その他、プラネタリウム操作者にとって利便性がある提案や観客にとって楽しみやすい提案がなされているか。
技術提案の内容と施工の整合性 (10点)			技術提案が優れ、かつ費用も技術提案に見合った内容で優れているか。 提案された内容の施工の確実性が最も高いか。
評価点の合計結果 (100点)			

(注) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。  
技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

#### (8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、文化政策課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

#### (9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、文化政策課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、文化政策課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）と同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足説明資料を求める場合があります。